

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

平成4年*月に20歳になり、テレビコマーシャルで「学生も国民年金への加入が必要」と放映していたのを見て、自分でA市役所に出向き、国民年金の加入手続と保険料の免除申請を行った。その後、10年3月に大学を卒業するまで、毎年市役所の窓口で免除申請を行った記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年11月に国民年金の加入手続と申請免除を行い、大学を卒業するまで毎年A市役所で国民年金保険料の免除申請をしたと申し立てており、オンライン記録においても申立期間の前後の期間である4年10月から6年3月までの期間及び8年4月から10年3月までの期間は申請免除の承認期間となっていることから、4回にわたって免除申請を行ったものと認められる。

また、申立期間において学生だった申立人の妹のオンライン記録を確認すると、申立期間と同期間、申請免除期間であることが確認できることから、申立人についても当該期間は免除申請の要件を満たしていたと考えられる。

さらに、申立期間の前後を通じて、その母親の職業に変更は無く、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、当該期間についても免除申請の手続を行っていたとの申立内容に不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

23歳の時に、父親に国民年金への加入手続をとってもらい保険料も支払ってもらった。申立期間当時、父親が自治会役員宅に家族4人分の保険料を持参し納付していたので、父、母及び弟の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が自治会役員宅に家族4人分の保険料を持参し納付していたとしており、A町では、「申立期間当時、町内の各地区に納税組合があり、同組合が国民年金保険料を集金していた。」と回答していることから、その申立内容には信^{びょう}憑性が認められるとともに、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は申立期間中である昭和49年10月14日に払い出されていることから、申立期間の保険料は、納税組合により現年度納付が可能であったと考えられる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から54年12月まで
昭和49年4月に結婚し、市役所で婚姻届などの手続を行った際、併せて国民年金の加入手続も行った。また、保険料については、妻が夫婦二人分を市の窓口や銀行などに納付していたと記憶しているため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に国民年金に加入したとしているところ、保険料については、妻が納付していたとしており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していない上、その妻は、具体的な保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳が交付された昭和55年5月時点において、申立期間の保険料を納付する場合、申立期間のうち、53年3月以前については特例納付により、同年4月以降については過年度納付により納付することとなるところ、保険料を納付していたとするその妻は、保険料をまとめて納付した記憶及び遡って納付したことは無いとしていることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立期間は68か月と長期間であり、このような長期間にわたり、行政側が継続して国民年金保険料収納事務及び記録管理を誤ることは考えにくい。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで
昭和 61 年の 25 歳頃に、役場から国民年金への加入を勧める知らせがあったので加入手続を行った際、20 歳に遡って支払った方がよいと勧められ、5 年分の国民年金保険料納付書の束を一度にもらい、3 年から 4 年をかけて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年の 25 歳頃に国民年金への加入手続を行い、3 年から 4 年かけて、申立期間に係る国民年金の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が唯一所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 63 年 8 月 15 日に払い出されたことが確認できることから、申立人は、おおむねこの時期に国民年金に加入したものと考えられ、オンライン記録及び A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿においても、昭和 63 年度分の保険料は現年度納付され、申立期間直後の 61 年 4 月から同年 9 月までの保険料については、63 年 7 月 27 日に過年度納付されていることが確認できる。

また、当該保険料の過年度納付については、その納付日において最大限遡って納付したものの、申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 6 月まで
20 歳になった際、国民年金に加入しようと思っていたところ、時期が少し遅れてしまった（約 1 年後）が、自分で市役所に行き加入手続をした。その際、保険料の未納期間があつたが遡って納付できると言われ、その後 2 か月分ずつ納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった約 1 年後の昭和 63 年に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号から、申立人の国民年金の加入日については平成 2 年 10 月前後と推認できるところ、この時点で申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。